

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 33 回 農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 29 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	13	田村 通啓	委員
	14	山田 裕之	委員

第 33 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 5 年 3 月 29 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
 4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹
 佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真
 佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3	山口 浩之	11	平川 智司
5	山前 満	13	田村 通啓
		14	山田 裕之
		15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
4	田中 裕二		
6	中谷 由広		
7	川村 良則		
12	青野 英一郎		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議 案第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の廃止について
 議 案第 3 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について
 議 案第 4 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について
 議 案第 5 号 令和 5 年度事業計画（案）について
 報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
 報告事項第 2 号 令和 4 年度農地法関係事務処理状況について
 報告事項第 3 号 令和 5 年度予算について
 報告事項第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	<p>只今から、33回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中12名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、13番 田村委員さん、14番 山田委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p> <p>番号1 土地の所在が若里491番2外9筆、現況地目が畑で合計面積51,610㎡、契約期間は平成25年1月29日から令和5年1月31日まで、合意解約の成立の日が令和4年11月7日、引渡しの日が令和5年1月31日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号2 土地の所在が共立304番、現況地目が畑で面積34,968㎡、契約期間は令和2年6月30日から令和12年6月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和4年12月19日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号3 土地の所在が共立228番1外9筆、現況地目畑が74,700㎡、採草放牧地が52,649㎡、合計面積127,349㎡、契約期間は平成26年6月30日から令和6年6月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和4年12月19日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号4 土地の所在が大成139番6、現況地目が畑で面積3,053㎡、契約期間は平成18年12月26日から平成28年12月25日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和4年12月23日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号5 土地の所在が大成28番3外1筆、現況地目が畑で合計面積23,859㎡、契約期間は平成29年4月28日から令和9年4月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和4年10月25日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号6 土地の所在が大成256番2外6筆、現況地目畑が53,044㎡、採草放牧地が10,799㎡、合計面積63,843㎡、契約期間は平成17年12月28日から平成27年12月27日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和4年11月4日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号7 土地の所在が大成256番1外10筆、現況地目が畑で合計面積60,978.22㎡、契約期間は令和3年8月31日から令和8年8月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和4年11月4日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号8 土地の所在が大成517番7外14筆、現況地目畑が141,117㎡、採草放牧地が246㎡、合計面積141,363㎡、契約期間は平成29年6月29日から令和9年6月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年1月11日、通知者が、賃貸人</p>

●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 9

土地の所在が啓生 129 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 44,438 m²、契約期間は啓生 129-1、130、131-1、131-2 が平成 27 年 4 月 30 日から令和 7 年 4 月 30 日まで、啓生 129-2、129-3、129-4 が令和 3 年 2 月 25 日から令和 8 年 2 月 28 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 2 月 6 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 10

土地の所在が知来 696 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 57,608 m²、契約期間は平成 25 年 1 月 29 日から令和 5 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 12 月 12 日、引渡しの日が令和 5 年 1 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 11

土地の所在が知来 729 番 8 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 52,367 m²、契約期間は平成 25 年 1 月 29 日から令和 5 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 11 月 8 日、引渡しの日が令和 5 年 1 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 12

土地の所在が若里 710 番 5 外 10 筆、現況地目畑が 71,438 m²、採草放牧地が 7,025 m²、合計面積 78,463 m²、契約期間は平成 25 年 3 月 29 日から令和 5 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 1 月 12 日、引渡しの日が令和 5 年 3 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 13

土地の所在が仁倉 59 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 15,473.19 m²、契約期間は令和元年 5 月 31 日から令和 11 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 5 年 1 月 20 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。
質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各 委 員
議 長 ———異議なし———

事務局 報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
報告事項第 2 号 令和 4 年度農地法関係事務処理状況について
このことについて、事務局の説明を求めます。
報告事項第 2 号 令和 4 年度農地法関係事務処理状況について
令和 4 年度農地法関係事務処理状況について、別紙のとおり報告します。
令和 4 年 1 月から 12 月までに処理したものになります。

まず、農地法第 3 条(所有権移転関係)について。売買は 1 件、面積は、畑が 8,146 m²。贈与は 1 件、面積は、畑が 19,894 m²。合計で 28,040 m²です。

次に、農地法第 3 条(賃貸借・使用貸借関係)について。賃貸借が 4 件、面積は、畑が 129,144 m²。使用貸借が 2 件、面積は、畑が 611,379.29 m²。採草放牧地が 36,199 m²、合計面積が 647,578.29 m²。合計で 776,722.29 m²です。

続いて、農業業経営基盤強化促進法(所有権移転、賃借権設定関係)について
売買が 26 件、面積は、畑が 963,724.32 m²、採草放牧地が 33,722 m²、合計面積が 997,446.32 m²です。賃貸借は 77 件、面積は畑が 2,565,069.80 m²、採草放牧地が 295,898 m²、合計面積が 2,860,967.80 m²です。計 103 件で、畑の面積が 3,528,794.12 m²、採草放牧地が 329,620 m²、合計面積が 3,858,414.12 m²です。

次に、農地法第 4・5 条(転用関係)について。法第 4 条、その他が 3 件、面積 70,305

	<p>m²。法第 5 条、住宅が 3 件、面積 1,183 m²、道路が 1 件、面積 96 m²、その他が 1 件、面積 453 m²。合計 5 件、面積 1,732 m²。計、住宅が 3 件、道路が 1 件、その他が 4 件、面積は合計で 72,037 m²です。</p> <p>つづいて、現況証明関係。宅地が筆数 13 筆、面積は 23,393 m²、原野が 17 筆、65,049 m²、雑種地 24 筆、44,651 m²、その他が 14 筆、75,164 m²、合計 68 筆、面積が 208,257 m²です。</p> <p>次に、農地移動適正化あっせん事業について。あっせん件数は 103 件、あっせん面積は、3,858,414.12 m²でした。</p> <p>最後に、農業者年金関係について。経営移譲年金受給申請は 0 名、老齢年金受給申請は旧年金が 3 名、新年金が 8 名で、計 11 名、特例付加年金受給申請は、0 名でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
平川委員 事務局	<p>賃貸借と使用貸借の違いは何ですか。</p> <p>賃貸借は賃貸料の発生する有償の貸借。使用貸借は無償の貸借になります。使用貸借は主に親子間の貸借や、法人役員などが、個人が所有する土地を法人に貸借するときに行われます。</p>
山前委員 事務局 議長 各委員 議長	<p>農地法第 4・5 条のその他はどのような案件になりますか。</p> <p>4 条は農業用施設への転用、5 条は水産会社の寄宿舍への転用がありました。</p> <p>他に質問はありますか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p>
事務局	<p>報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。</p> <p>報告事項第 3 号 令和 5 年度予算について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>報告事項第 3 号 令和 5 年度予算について 令和 5 年度佐呂間町農業委員会予算を、下記のとおり定めたので報告します。</p> <p>歳入 農林水産業手数料 28,000 円 諸証明手数料となります。農林水産業費補助金 2,454,000 円 農業委員会活動促進事業費補助金となります。雑入 512,000 円 農業者年金業務委託手数料となります。歳入合計が 2,994,000 円。昨年と比較して、91,000 円の減となっています。</p> <p>歳出 農業委員会費 18,525,000 円。報酬から負担金補助及び交付金の金額内訳は、記載の通りとなっています。</p> <p>次の 2 ページには、詳細内訳を掲載しております。昨年と比較して、725,000 円の増となっています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各委員 議長	<p>———異議なし———</p> <p>報告事項第 3 号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p>

番号 1.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が若里 491 番 2 外 9 筆、現況地目が畑で面積 51,610 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 140,000 円、10 ㍻当たり 2,700 円で、前回も 2,700 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 12 月 1 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（1 ページ）です。申請地につきましては、若里北幹線道路沿い、役場から北におよそ 3.5km ほどの土地と、5km ほどの土地となります。

番号 2.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が共立 304 番、現況地目が畑で面積 34,968 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 140,000 円、10 ㍻当たり 4,000 円で、前回も 4,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 10 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）です。申請地につきましては、共立 51・53 号道路付近土地となります。

番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 228 番 1 外 9 筆、現況地目畑が 68,459 m²、採草放牧地が 52,649 m²、合計面積 121,108 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 400,000 円、10 ㍻当たり 3,300 円で、前回は 3,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 3 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）です。申請地につきましては、共立東 11 線道路付近の土地となります。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が大成 139 番 6、現況地目が畑で面積 3,053 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 9,000 円、10 ㍻当たり 2,900 円で、前回も 2,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 2 月 20 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）です。申請地につきましては、大成 47 号、旧大成牧場付近の土地となります。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 28 番 3 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 23,859 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 50,000 円、10 ㍻当たり 2,100 円で、前回は 2,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 7 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、大成西 48 号道路沿いの土地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん、美幌町●●●●さん。土地の所在が大成 256 番 2 外 6 筆、現況地目畑が 53,044 m²、採草放牧地が 10,799 m²、合計面積 63,843 m²です。利用権設定

等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年3月30日から10年間、賃貸料は年額178,000円、10㎡当たり2,800円で、前回は5,500円でした。あっせん会につきましては、令和5年1月7日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと（5ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、大成49号道路沿いの土地となります。

番号7.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成256番1外10筆、現況地目が畑で合計面積60,978.22㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年3月30日から10年間、賃貸料は年額175,000円、10㎡当たり2,900円で、前回は3,500円でした。あっせん会につきましては、令和5年1月15日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと（5ページ）青枠の土地です。申請地につきましては、国道333号線沿い大成8線付近の土地となります。

番号8.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成517番6、現況地目が畑で面積378㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年3月30日から10年間、賃貸料は年額1,000円、10㎡当たり2,600円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和5年2月13日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（6ページ）青枠の土地です。申請地につきましては、国道333号線沿い大成5線付近の土地となります。

番号9.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が大成532番5外9筆、現況地目畑が75,521㎡、採草放牧地が246㎡、合計面積75,767㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年3月30日から10年間、賃貸料は年額240,000円、10㎡当たり3,200円で、前回は2,700円でした。あっせん会につきましては、令和5年1月15日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと（6ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、国道333号線沿い大成3線から4線にかけての土地となります。

番号10.

利用権の設定等を受ける者が、富士 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が大成517番7外4筆、現況地目が畑で合計面積65,596㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年3月30日から10年間、賃貸料は年額135,000円、10㎡当たり2,100円で、前回は2,700円でした。あっせん会につきましては、令和5年1月15日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと（6ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、国道333号線沿い大成4線付近の土地となります。

番号11.

利用権の設定等を受ける者が、啓生 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が啓生 ●●●●さん。土地の所在が啓生129番1外6筆、現況地目が畑で合計面積44,438㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年3月30日から5年間、賃貸料は年額189,000円、10㎡当たり4,300円で、前回は5,000円でした。あっせん会につきましては、令和5年3月5日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）です。申請地につきましては、中園啓生 10 線道路沿い啓生 43 号付近の土地となります。

番号 12.

利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●さん。土地の所在が知来 696 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 57,608 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 138,000 円、10 ㍊当たり 2,400 円で、前は 2,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 2 月 3 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、知来 10 線道路沿いの土地となります。

番号 13.

利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 729 番 8 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 52,367 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 183,000 円、10 ㍊当たり 3,500 円で、前は 4,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 2 月 3 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、知来 10 線道路沿いの土地となります。

番号 14.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 710 番 5 外 10 筆、現況地目畑が 71,356 m²、採草放牧地が 7,025 m²、合計面積 78,381 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 4 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 170,000 円、10 ㍊当たり 2,200 円で、前回は 2,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 26 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）です。申請地につきましては、若里基線道路沿いの土地となります。

番号 15.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 59 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 15,215.19 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 70,000 円、10 ㍊当たり 4,600 円で、前は 4,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 2 月 1 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（10 ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い仁倉 6 号付近の土地となります。

番号 16.

利用権の設定等を受ける者が、富士 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が幌岩 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 287 番 3 外 5 筆、現況地目畑が 148,635 m²、採草放牧地が 5,436 m²、合計面積 154,071 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 10,489,000 円、10 ㍊当たりの単価は 68,000 円です。あっせん会につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から 4 回実施しております。

図面で説明いたしますと（11 ページ）です。申請地につきましては、幌岩浪速間道路沿いの土地と、幌岩 5 号道路沿いの土地となります。

番号 17.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者

	<p>が共立 ●●●●さん。土地の所在が大成 565 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 50,532 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 1,500,000 円、10 ㎡当たりの単価は 30,000 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 2 月 15 日から 2 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（6 ページ）紫枠の土地です。申請地につきましては、大成●●●●の南西側の隣接地となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
山 前 委 員	<p>賃貸料の単価が上がっている案件がありますが、どのような理由で上がったのですか。</p>
山 口 委 員	<p>番号 3 について、以前の集積計画では、実際には賃貸されていない部分が含まれていましたが、今回の計画では分筆し、実際に使われる面積になったことで、前回より面積が減ったため、単価が上がった形となりました。</p>
平 川 委 員	<p>番号 15 についても同様で、これまでは使えない土地も含まれていましたが、実際に使う部分だけの計画となったことで、面積が減り単価が上がりました。</p>
事 務 局	<p>番号 9 については、もともとの利用集積計画では、番号 9 と番号 10 が一つの計画で、全体としての単価となっていました。今回は番号 9 と 10 が別の賃借人となったことから、それぞれで金額を設定したところ、番号 9 は単価が上がり、番号 10 は単価が下がるという形になりました。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>議案第 1 号は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の廃止についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の廃止について農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき農業委員会で定めた下記面積について、廃止することとしたいので審議願います。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 5 号は農地を取得する際の、取得者の耕作面積の下限面積について定めた項目で、具体的な面積について農業委員会で定めることができることとなっており、この規定に基づき本農業委員会では平成 23 年 4 月 27 日に、この面積を 2 ヘクタールと定めています。</p> <p>このたび、令和 5 年 4 月 1 日に施行される農地法改正により、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定が削除されるため、農業委員会で定めた面積の根拠がなくなることから、この決定を廃止するものです。</p> <p>なお、この法改正により、農地取得する際の面積要件はなくなりますが、農地のすべてを効率的に利用すること、農作業に常時従事すること、周辺の農地利用に支障がないことといった要件は残りますので、今後はそれらの要件に基づいて、許可の判断をすることとなります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>議案第 2 号は原案どおり決定いたします</p>
議 長	<p>議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について</p>

農業委員会法（令和5年4月1日改正施行）により制定が義務づけられる「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、別紙のとおり制定したいので審議願います。

指針については、別紙でお配りしていますのでご確認ください。

農業委員会法が改正され、これまで努力義務だった指針の策定が、必須業務となったことから、本町においても制定するもので、農業委員会法では、指針に目標及び達成状況の評価方法、また地域計画の目標達成に向けた役割を定めることとなっていることから、法律に基づいて案を作成しております。

指針は大きく3つの項目からなり、第1基本的な考え方、第2具体的な目標、推進方法及び評価方法、第3「地域計画」の目標を達成するための役割となっています。

第1基本的な考え方では、本町の農業の特性や現状について記載するとともに、この指針の目的について記載しています。

第2具体的な目標、推進方法及び評価方法では、1. 遊休農地の発生防止・解消について、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、3. 新規参入の促進目標についての3つの観点から数値目標を設定し、具体的な取り組み方法と評価方法について記載しています。

第3「地域計画」の目標を達成するための役割では今後作成される「地域計画」に基づく農業委員会の役割について記載しています。

この指針については、今後農業委員の改選期である3年を目途に見直しを行っていく予定です。

以上、ご意見。ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

———異議なし———

議案第3号は原案どおり決定いたします

議案第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
このことについて、事務局の説明を求めます。

議案第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
令和5年度最適化活動の目標の設定等を、別紙のとおり定めたいので審議願います。

別紙でお配りしています、別紙様式1、令和5年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。

令和4年2月2日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、令和4年度から最適化活動の目標の設定を行っています。

令和5年度最適化活動の目標について、主に昨年度との変更点を中心に説明いたします。

1 ページ目は、農業委員会及び農地等の現状について記載しており、この部分は大きな変更はありません。

2 ページ目は最適化活動の成果目標について、農地の集積、遊休農地の解消についての目標を掲載しています。集積率の目標の設定について、目標年度と目標値から逆算し、今年度の目標は92.1%と設定しました。

3 ページ目ですが、昨年度から設定することになった最適化活動を行う目標日数について、今回から前年度の活動日数の平均値を目標と設定することとなり、これまで皆さんから提出いただいた活動記録に基づき10日と設定しています。

その他はほぼ昨年並みの設定となっています。

以上、ご意見。ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

各 委 員

議 長

事 務 局

議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 議	委 員 長	<p>——異議なし——</p>
事 務 局	局	<p>議案第4号は原案どおり決定いたします 議案第5号 令和5年度事業計画(案)について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第5号 令和5年度事業計画(案)について 令和5年度佐呂間町農業委員会事業計画(案)を、下記のとおり定めたいので審議願 います。</p> <p>1. 事業方針 佐呂間町農業委員会は、農業者の利益を代表する公的機関として、関係機関との連 携を図りながら、厳しい農業情勢に対応するため、農業基盤整備、農用地の集積、 農業の担い手対策等の諸制度の充実強化を図るとともに、北海道農業会議の行う農 政諸活動に積極的に参加し、佐呂間町農業の振興と農業者の地位の向上及び経営の 安定に寄与する。</p> <p>また、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の 発生防止・解消、新規参入の促進）を推進し、地域における現場活動、農地中間管 理機構との連携等、農業・農村が持続的に発展していくために、担い手が将来にわ たり意欲と希望を持って安心して営農に取り組める施策の実現や、農業・農村の実 情や特色を踏まえた経営の安定に資する施策の確立をめざす。</p> <p>以降、重点のみ説明いたします。</p> <p>2. 事業内容 1の諸会議の開催及び参加につきましては、 1) 農業委員会開催を毎月1回、年12回を予定しています。 2) から6)につきましては、道内、管内、町内で行われる農業委員会関係団体等 の各種会議に参加いたします。 2の研修会等の参加につきましては、 1) から6)まで、農業委員、農業者年金業務などの各種研修会に積極的に参加する とともに、道内視察研修を予定しています。 3の農政・農地推進活動につきましては、7点掲げております。 1) 農政の基本確立と農業関係予算の確保につきましては、 高齢化や人口減少に伴い、担い手の減少、それに伴う耕作利用率の低下や放棄地の 増加など、様々な課題がありますが、意欲ある農業者の育成と確保にむけてスマー ト農業の推進、経営所得安定対策の継続、消費者ニーズにかなった生産体制への転 換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生、農産物の輸出拡大等を推進するこ ととしています。 当委員会は、農業基盤の確立を推進するため、自らの組織活性化と体制の整備に取 り組み、また、意欲と能力のある担い手の育成・確保や優良農地の確保と有効利用 の促進に向けた対策などをより一層進め、地域農業の振興が図られるよう、系統組 織一体となり取り組んでまいります。</p> <p>2) 農業経営基盤強化対策の推進につきましては、農地法、農業経営基盤強化促進 法により、効率的、安定的な農業経営体を育成し、農地中間管理事業と連携を図り ながら、農地の利用集積と有効利用対策に取り組んでまいります。</p> <p>3) 農地基盤の整備促進につきましては、その予算の確保に努め、事業の促進を図 ってまいります。</p> <p>4) 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消につきましては、農業委員 会の中心的な業務であり、農地法等法令業務の厳正、適格な推進と併せ、遊休農地 の解消などの諸対策を一層強力に推進してまいります。</p>

5) 農業担い手の育成確保につきましては、高齢化や担い手の弱体化などの状況を打開するため、優れた農業の担い手を積極的に育成するとともに、配偶者確保や新規就農者対策を関係機関と協力し推進してまいります。

6) 地域農業の確立推進につきましては、本町における敵地適作を基本に、農業者の意向を農業政策に反映させ、地域農業の充実を図ってまいります。

7) 優良農村青年につきましては、オホーツク農業委員会連合会が行う表彰に、優れた青年農業後継者を推薦してまいります。

4 主な事業計画。計画値は過去の実績をもとに本年度の計画としています。面積はヘクタール単位で説明いたします。

1) 農地法第3条 権利移動・設定関係
 売買 2件 2ha、贈与 1件 2ha、賃貸借 2件 4ha、使用貸借 1件 20ha
 農業経営基盤強化促進法 権利移動・設定関係
 売買 30件 150ha、賃貸借 60件 300ha
 農地法第4条、5条 転用関係
 第4条 2件 2ha、第5条 3件 1ha
 現況証明 50筆 15ha、移動あっせん 90件 450ha

2) 農業者年金関係
 老齢年金受給申請 10件、特例付加年金受給申請 3件
 説明につきましては以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

———異議なし———

議案第5号は原案どおり決定いたします。

その他
 各委員さんの方から何かありませんか。

———ありません———

なければ第33回農業委員会総会を終ります。

議 長

各 委 員

議 長

各 委 員

議 長